

39【宗長手記】 大永三年（一五二三）一月

宇治白川別所辻坊より、年始の音信とて、柳一荷、梅漬桶一、青梅漬
おけなごにそへて、

はる雨の露も忘れぬ心さし、いと細撫の柳こや見む
かへしに扇なとそへて

浅みとり柳に梅の二桶は、ふたあけあへす、もではやす哉

長阿真子承葩喝食つねに聞及はれて、やしなひにすへきなと、たひ
くの文、つゝの中こり見いたして、そのうらを、金剛經承葩十三の
幼少にしてかゝせて、薪心伝庵に侍り。

40【宗長手記】 大永三年（一五二三）三月

三月薪より出京の次に、宇治白川の別所辻坊にして、

はるやはな、つねをわすれぬはつ桜

さわらひの巻のよせにや、むかひの寺なとこの巻にあり。京にてある

宿所にして

うつせみの、うすはなさくらさくよ哉

（裏）

41【宗長手記】 大永四年（一五二四）四月

いまた日もたかく、いそくに付て、宇治の川舟さしのほらんといふに、
発句所望に、

くれたけのなつ冬いつれよゝのかけ

此所祝はかりなり、此津より宇治橋までさしのほさするに、船の間美
豆の御牧、八幡山木津川なからあひて、水ひろく湖水のことし、京よ
りいさなはれくる人々、舟はたをたゝきて、尺八笛吹ならし、宇治の

川瀬の水車なにとうき世をめくるなと、このころはやるこうた、興に

乗し侍り、岸の卯花花汀の杜若さきあひて、おもしろかりしなり、い
くとせともなきはやせ、のほりわづらふ綱手のふることうち吟して、

船さしよせおるゝ、みな心ならす、其夜は白川別所辻坊一宿、曉水鷄
のうちたゞくを

谷ふかみ、くいなのめくる外山かな

俳諧にそ侍る、当国守護所東雲町、薪のをくりなといひつけらるゝ間
に酒あり

42【水度神社棟札銘文】 天正七年（一五七九）四月

（表）

寺田郷

天長地久御願円満五穀成就所

キヤ 奉南無天満大自在天神御遷宮

權大僧都厚隆法印神道大闡梨

右当年天正七年卯月廿八日

卯刻

東光坊厚祐

西坊重範

向坊賢慶

中坊宥範

東坊豪善

御遷宮役人金色院寺僧

鏡 鉢 讀

伽陀

東坊豪善

43 【田中忠二郎氏所藏文書】 天正十年（一五八二）十一月

永代完渡申茶園事

合壻所者 字御はか山之内
小名天神堂之内

右件茶園者落合越中守雖為買得相伝、依有要用現米十五石ニ永代宇治白川乗泉坊え完渡申処実正明白也、但此内より地子錢百三十文長者勘六郎方へ五月分ニ出也、此外無諸公事、本文書者火事ニやさうしない中候、若於此茶園違乱申者在之者、其時我等罷出可申明者也、仍為後日、状如件

天正拾年

十二月吉日

橋本落合越中

在判

44 【多聞院日記】 天正十五年（一五八七）六月十七日

宇治白川ノ藏坊ニ、般若妙光在之、ツホニツ弥三ヲ付テ与一遣之処、
一ノ坂二人夫在之間、与一ハ則帰ア、珍重々々

「白川金色院」と惠心院

住持当院開山仕、即為末代令作之

弥勒院法印良泉敬白

はじめに

本館に収藏される白川関係文書は、地蔵院文書と山崎家文書、そして宇治の惠心院文書の二件である。このなかから読み起した文書は、結果的に四十点になった。ほぼ年代順に配列した序盤から中盤、年号で言うと慶長から享保までをおおむね惠心院文書が占め、その後は山崎家と地蔵院から断片的な事實を拾い上げるという格好になった。年代や数量はごく限られるものの、内容は比較的多岐にわたり、分量の割には変化にも富んでいる。

ここでは、惠心院といわゆる白川金色院が立地した場所、つまり宇治・白川という地域の営みを解明しようとする観点から、掲出した文書を読み解き、事実関係を整理しようと思う。以下、文中の（）に後掲の史料番号を記す。

一、乗琳坊賢弘と弥勒院良泉

そもそも本報告書において、こうした史料群の取り上げ方をする、きっかけとなつたのが惠心院にある下の木像、その像内背面に記された次の墨書きである。

宇治郡白川乗琳坊賢弘法印、逆修御影于時慶長辛季丁酉八月上旬、七十七歳、造立之施主関東ト野国茂木之住、權大僧都良泉惠心院

治郡とするのはおかしいが、白川の乗琳坊賢弘と下野國茂木の良泉という二人の僧侶がこれに関わった。ちなみに、弥勒院法印良泉の名は『義演准石日記』（醍醐寺文書）にも見え、まず同一人物としてよいと思ふ。慶長二年（一五九七）、すでに惠心院住持を称する良泉は、賢弘の像を惠心院開山の記念として刻ませた。



二、上林一門の後援

恵心院に遺る古文書は、やはり白川との関連をものがたるもののが目録の先頭をきる。〔1〕には、右の賢弘法印と弥勒院法印の両名



が登場する。差出人として

連判する上林家の面々は、宇治郷にあって、政治・経済の中心にあつた人たちである。久徳は五十代半ば、

掃部はその卒勝永で二十代半ば、春松、竹庵、味トは

久徳の弟で、いずれも初代である。二人の僧と上林の一党が、どうい

う理由で結びついたのか、その経過は明かでない。だが、半世紀余り後に恵心院で内紛が起きた際に、最長老の上林三休（初代三入）は、文禄年間から慶長年間のはじめ頃、白川乘琳坊の師弟を上林一門が取り立て、彼自身も恵心院の敷地の地割りに付き合つたと述懐している〔6・7〕。木像の墨書き銘と合わせて、恵心院は十六世紀末、一五九〇年代に開かれたとしてほぼ間違いないと思われる。なお〔2〕は、恵心院への茶蘭の寄進状である。

もともとその地に何らかの因縁があつたかどうかは、わからないが、恵心院は上林家が後ろだてとなり、平等院の対岸、旧離宮社（宇治上神社・宇治神社）の南に隣接して営まれた。寺の名は、『往生要集』

を著した源信すなわち恵心僧都にならむもので、勧進状〔19〕やいくつかの名所記は、ここをかつての説法の道場の跡とする。けれども直接の命名にあたっては、宇治川の流れにも程近いことから、『源氏物語』宇治十帖の浮舟の巻、そこに登場する横川僧都の姿が意識されているようと思われるが、定かでない。

三、恵心院宛の書状

恵心院文書の特徴は、なんといっても近世前半の書状が多くを占めることだ。正文は遺されていないが、まず春日局書状写が注目される〔1〕。春日局（一五七九—一六四三）は周知の通り二代將軍家光の乳母として、幕閣からも一目置かれていた人物である。その彼女のもとに、恵心院住職の姪にあたる「お妻」という女房が仕えていたという〔13〕。他の女房と思われる人からの書状〔4〕に「おさい」とあり、ここに同時に春日の名が見えることから、恵心院と春日局周辺とがつながっていたことは、ほぼ確実とみてよいと思われる。

〔14～18〕の書状の差出人も、文面から恵心院と懇意だったような雰囲気が伝わってくる。発信者の松平（大河内）隆綱（一六二一～九二）は、家綱政権の中核にあつた松平伊豆守信綱（一五九六～一六六二）の義弟である。松平信綱といえば、ここでも〔13〕の由緒に、将军に恵心院の祈祷札を取り次いだ最初の閻僚としてその名が見える。たんなる偶然ではないと思われる。

上林にとつては、恵心院を介して宇治から江戸幕府中枢に接近する一つの道が開けたのではなかろうか。逆に、良泉もしくはその周囲の者が、江戸上層部へのコネクションを武器に上林に働きかけ、將軍家

のために加持祈禳を行うことを名目に一寺を建立させた。そのような推測もできなくはない。

春日局没後こうした関係はいったん途絶えたらしいが〔13〕、それから少し後に惠心院での内紛が露見する。この争論関係の文書をまとめて載せた〔6～12〕。これに関しては、「宇治をめぐる人びと」（宇治文庫6）の「將軍家とのかすかな糾－春日局と惠心院－」の項で概略を述べたので、ご覧いただきたい。

四、惠心院と江戸幕府との関係

慶安元年（一六四八）、宇治川上流に興聖寺が建設される際に、惠心院は一部の地所を割譲するが、その証文に惠心院良信の名が確認できる（興聖寺文書）。はじめに触れた良泉の後、惠心院歴代に名を順に書き上げた書類が、残念ながら見当たらない。良信の次は、寛文から延宝年間（一六六一～八一）にかけて良攸という名が見い出せる。勧進〔19〕を展開し、境内諸堂の新築事業を成し遂げた中心人物である。後述されるように、大工は黄檗門前の秋篠氏、門構えには黄檗風が用いられた。当時の黄檗ブームを象徴する構造物である。



〔20〕の來由書も、この時点でまとめられた。今日も什物として伝えられる阿弥陀如来回像（左図）が、それに該当する作品である。文書の筆耕を公家に依頼するなど、詳しい経歴はわからないが、良攸といふ僧も宮廷周辺へのルートに通じる人物だらし。当時は近世の惠心院がもともと整備された、充実した時代であったとしていいようと思う。

その次に文書の上で確認できるのが、良寛である〔28〕。この僧についても詳しいことはわからない。しかし、ここに近衛基熙の娘で六代將軍徳川家宣の正室天英院の名があり、彼女から堂舎や仏具などが下賜されたという。大奥関係では、七代將軍家継や生母月光院、その周辺の乳母の様子について知らせる書状〔29〕、そして家継の死去（享保元年・一七一六）と天英院の隠居を知らせ、以後の献上や祈祷を断る旨を伝える書状〔30〕がこれにつづく。でも、これを最後に大奥との交流を示すものがなくなってしまう。おそらくこれも偶然ではなくて、やはりここで関係が切れてしまつたとしてよいと思う。ちなみに〔30〕の書状の差出人は、天英院が近衛家から甲府の綱重（後の家宣）のもとに與へられた際に彼女に付き従つた者たちの二世で、それぞれが先代の職を踏襲したわけだ。

江戸幕府は、年貢算定基準の見直しや伏見奉行廃止の試行など、すでに元禄期から行財政改革への取組に着手していた。そして宇治の政治的な様相にも、八代吉宗の政権下ではっきりとした変化が起こる。これまで宇治で代官を世襲してきた上林の門太郎家を、享保四年（一七一九）に免職としたのである。なお〔31〕の「宇治袖鑑」は、いわば宇治郷明細帳の抄録で、原本はその代官更迭の直後に成立したと思

われるので、参考としてここに収めた。

門太郎の跡を引き継いだ竹庵家も、寛保三年（一七四三）に職を解かれた。近世初頭から宇治の政治経済を主導してきた両上林家の更迭は、放漫をきわめた地域経営からの脱却をはかるうする動きの一つであるが、それに依存するところが大きい恵心院も、おのずと運命をともにせざるを得なかつたのだろう。恵心院住持に附属し、受け継がれた個人的な関係も世代交替とともにすたれ、将軍家安泰の加持祈福も形式化し、江戸との距離もしだいに遠くなつていったと考えられる。恵心院に遺る文書も、近世中ごろからは地域の一寺院として、とりわけ白川村との金銭貸借関係のまとまりへと重点が移行する。

五、別所と坊

対岸の白川に目を転じよう。前掲の古代中世史料はきわめて限られているが、ますそこで白川はその名にしばしば「宇治」を冠し、かつ「別所」の称を付されることが多いことに気がつく。また白川別所は、寺坊のみを言うのではなく、宇治との争乱を記録した『後法興院記』に「宇治与白河別所有合戦」「白河別所民屋悉令放火、坊中少々令破却」とあるように、山間の集落すべてを指す広域地名としても用いられることがあつた。

六、「十六坊」と恵心院

その「別所」としての嘗みは、十五世紀半ばから近衛政家等貴族との関わりでもつてあらわれ、少なくとも彼らの見物や遊覧に充分たえうる景観を呈していたことは確かである。また十五世紀末には、白川から離れた伊勢田の土地の売買に、別所のなかの東円（向）坊が関与し、さらに辻坊のように連歌師の宗長を招き入れる者もあつた。すな

わちこの時点まで、白川別所には相当の蓄財があり、かつ文化的な趣を整えた寺坊が発生していたことを推察させる。

近世に入ると、それははつきりと数字であつわれる。慶長十六年（一六一一）の検地帳（宇治市役所文書「宇治市史6」所収）には、尾崎坊の二三〇石余りを筆頭に、坊名を冠する人たちが土地保有者の上位を占めている。なかにはすでにこの段階で名目だけで、事实上は村人の管理となっていた坊（坊跡）もあつたと思われるが、尾崎坊のはか、西、東、北、向、福泉、藏、岡、池、玄勝、浦、玄真、梅などではない。辻坊の名も見あたらないが、宇治茶師の辻善貞家は辻坊からの転身と伝える。また群を抜いて土地を集積していた尾崎坊も、同様に宇治に移り茶師に専念した。宇治が経済的にも文化的にも、強い吸引力を發揮していたとしてもいいかもしない。

ところで、一般には白川金色院、あるいは白川十六坊という呼び方をされるが、ともに漠然とした通称である。まず金色院の称は、古代中世の古文書では龍雲寺大般若經の奥書（嘉元三年・一三〇五）や寛正四年（一四六三）の勅進状に記され、近世に至っては名所記に頻出する。しかし、少なくとも近世の白川において、金色院という名称でもって、何か具体的な構造物が指示されたわけではない。かつての栄華の印象が「金色」の語音に込められ、それが拡大解釈されて一人歩きこたに過ぎないものと思われる。十六坊にしても、これまた最盛期には存在したであろう寺院建造物のまとまりを、あの谷間に見合つ

て余りある規模でもって総称する響きを担つた表現で、ともに慣習的でかつ誇張された言い回しとみてよい。

ところが、この金色院と十六坊が、明確な実態をもつかのように文書に記される事態が近世の中ごろから起きてくる。まず「金色院一山」〔24〕、つぎに「白山別所寺金色院」という山号・寺号・院号、それにつづいて文字どおり十六の坊名が、しかも同じ名称が重複することにさほどの躊躇をも覚えず列記される〔25〕。南之坊の記載が二か所にある。

この頃すなわち十七世紀末、惠心院はそんな「金色院十六坊」に対して融資をしている〔24〕。その実質が、事实上福泉坊と池之坊だとわかつていたはずだが、債務者の名目は、惠心院と縁の深い藏坊をはじめとする白山金色院一山となっている。

このような形式が認められるのには、やはりそれなりの理由がある。

惠心院には宇治代官に事務が委託されるようなかたちで、三下石が寺領として宛がわれている。しかしこれも、それ以前から上林の管轄下で保証されていた白川の藏方領分を、惠心院にいわば切り替えたもので、公的には藏坊・惠心院共有という名目となっていた〔3・21・22〕。小倉村に設定されていた具体的な所領の内訳は、検地帳〔23〕の通りである。つまり惠心院には人だけではなくて、土地の権益も白川から移っているわけで、この点こそが、惠心院と白川の両者を断ち切り難く結び付ける由縁だった。右のような貸借関係にあらわれるような因縁を引きずる、その基が惠心院とその存続基盤にあった。またこの事実が白川では周知のことだつたとしてよいと思う。

七、福泉坊と白川村

この金銭をめぐるトラブルで惠心院に相対峙したのが、福泉坊である。姓は山崎、久慶あるいは平馬を代々名乗る人物が、福泉坊には常駐し、事实上当時の「金色院」かつ「白川十六坊」のリーダーであった。本書に掲出した史料の後半部は、この福泉坊と白川村の関係をものがたるもののが主となつた。なお福泉坊の位置は、いわゆる総門を入った左手、近年の発掘調査で確認された文殊堂の手前と推定されている。

山崎家の過去帳によると、寛文七年（一六六七）五月十二日の忌日に福泉坊喜乘法師の記載があり、山崎の福泉坊への関わりは近世初期にさかのぼることがわかる。山崎は福泉坊の一社僧さらには金色院一山の総代という立場にとどまらず、ある時は宇治茶師〔32〕を称し、またある時は円満院に附属したこともあつたようだ〔33〕が、その実態はよくわからない。

ただ、十八世紀半ばからの動きが少し見える。まず山崎は、延享五年（一七四八）から翌年にかけて、今日地蔵院に伝わる大般若経の補修事業に取り組んでいる。またその頃、白川には三坊すなわち福泉坊と藏坊、そして北坊が名目を保つており、山崎はこれらすべてに権益を有していたようだ〔34〕。ところが、これとは別に中坊を再興しようとする動きが村人の間から起つた。ここで福泉坊は「白山」に関しては村方百姓の干涉はうけないのでという主張を展開し、その結果村役が割れた。福泉坊には年寄の勘四郎、中坊を興そうとする玄慶の側には庄屋善助ともう一人の年寄五郎兵衛がついたという。中坊がどうなつたかはわからないが、福泉坊はそれから十年余り後に、今度は村方と氏子から、山林を勝手に処分していることについて訴えを起こ

された〔35〕。

文政八年（一八二五）の先規定書〔38〕は、村方が福泉坊に対して勤務の詳細を確認する形式で作成されたもので、主体は村にあったと読める。牛物帳〔39〕も、分け置かれているが、すべてが村有であることを改めてチックする内容であり、福泉坊は管理者としての一社僧の立場が明確にされている。つまり十九世紀に入ると、「白山」運

宮の主導権は、白川村によって握られていたとしてよいのではないか。白川の村方文書がほぼ皆無の状況で、こうした事実を単純に結び付けて、結論づけるのは軽率すぎるかもしれないが、福泉坊の立場が相対的に低下していったという印象は否めない。

おわりに

幕末から明治初年にかけて、ご他聞にもれず宇治の寺社もかつてない混乱を経験した。恵心院は、生き残りをかけるかのように天保十四年（一八四三）と弘化二年（一八四五）に什物を開帳し、寄付者を募る（宇治市役所文書『宇治郷留日記』）が、はかばかしい成果をあげた形跡はない。〔40〕は、倒幕直後の由緒書上である。建造物のところで触れるように、恵心院は明治・大正期にその規模を縮小させた。いっぽう白川村の「白山」一帯では、結果的には神社だけが残り、やがて福泉坊の山崎も白川を離れた。什物等はおおむね散逸したが、文政のリストにもあげられていた大般若經や板彫両界曼陀羅はかその一部が、いわゆる十六坊とは別に存在した村の惣堂、地藏堂（今日の地蔵院）に引き継がれた。

〔1〕 恵心院文書 84

恵心院為寺領春松町かしまの菌毛ケ所弥勒院しゆすのみを以御所望候て御付被成儀、乍御大儀日出度存候、向後此茶園違乱之義於有之者上林一類之者其時罷出、隨分申技可遂候、將亦百姓之儀をも申付可遣候、仍為後口之狀如件

慶長戊年丁酉三月十一日

賢弘法印判

上林久徳判

同 掃部

春松判

竹庵判

味ト判

弥勒院法印様まいる

〔2〕 恵心院文書 85

〔破損〕

—— 売渡申茶園之事

合壹所者 字ハ祝きと也

東ハ道南ハ竹庵西ハさこ北ハ源介限也

右之茶園依有用要金子壹枚ニ永代恵心院様江壳渡申所實正明白也、但檢地御年貢米六斗七升六合六勺、但此内量式斗六升出也、若於此茶園違亂煩中輩在之者可被懸盜人之罪科者也、仍後日狀如件

慶長五年二月十九日

松村一六（花押）

乘跡坊

賢弘（花押）

使今西

喜安（花押）

使山上

彦三（花押）

ゑしん院さまへ
うち
ちやあ

惠心院様まいる

〔3〕 惠心院文書⁸⁷

我等知行米御朱印之口三拾石ニ而御座候間、他之百姓にて三拾石可有
御渡之旨被仰候へ共、我等小倉にての私徳式拾六石余はこ御座候を則
右之出石之知行米ニ請取申候、公儀之儀ハ三拾石之御帳被下之通ニ而

御座候、為其後日状一筆如此候

慶長十八年極月十五日

白川

蔵坊（花押）

文くたされ御うれしくおもひまいらせ候、上さまへ御かれいのことく
御きたうの御ふた御あけ候て、めてたくおもひまいらせ候、いくひさ
しくまんくねんといわいいりまいらせ候、わか身かたへもミ事のゆ
ゑん一ヶ給候、めてたくいわい入まいらせ候かしく

上林徳様參

ゑしん院さまいる申給へ

かすか

〔4〕 惠心院文書⁷⁹

返々おさいの御事仰のことく御とりたてなされ候にわか之御たの
ミ侯て御いとまの御事御申上候へわれーをおしきりの御事に
て御座候それもほしく存しめしての御事とそんし候かしく

おほせられ候ことく、ことしよりのめてたさとなたもおなし御事とそ
んし候、くはうさま（公方様）へきたう（祈禱）の御ふた御あけなさ
れ候、御かれいのことく御ひろうなりまらせ候御事にて御座候、か

かすかすめてたくいわい入まいらせ候、返々御きたうの御ふた御
あけ候て、めてたく、思ひまいらせ候わさとこれより御はつほか
れいのことくまいらせ候いく久しうとの御しるしまでニて御座候、
めてたくかしく

おほせのことくこのはるよりのめてたさいわい入まいらせ候、御きた
うの御ふた御あけ候てかすかすめてたくそんし候、わか身かたへも御
しうきごとてうとうなるゆゑん壹はこ給候、かしく

すか（春日）さまへもゆえんまいうせ給候、よく御めをかけまいうせ
候へハ、かすかすめてたくおほしめし候はせ□□□□あらはし□わた
くしへももめんたひ御かれいのことく下され、めてたくいわい入まい
らせ候、かしく

ちやあ

彦三（花押）

ゑしん院さまへ
うち
ちやあ

〔5〕 惠心院文書¹¹⁹

返々ふるとしより一七日のこま御きた候て御ふた御あけ候てかす
かすめてたくおもひまいらせ候わさとこれよりもかれいのことく
銀子壹枚まいらヒ候めてたくかしく

文くたされ御うれしくおもひまいらせ候、上さまへ御かれいのことく
御きたうの御ふた御あけ候て、めてたくおもひまいらせ候、いくひさ
しくまんくねんといわいいりまいらせ候、わか身かたへもミ事のゆ
ゑん一ヶ給候、めてたくいわい入まいらせ候かしく

ゑしん院さまいる申給へ

かすか

ゑしん院さままいる申給へ

かすか

ニ御遣候而、我等なともともく肝煎申事、其段善右衛門入常慶委
可存候間、御尋可有事

いわい入まいらせ候、ついてかましく御座候へとも御かれいのこ
とく銀子壹枚まいらせ候なおめてたさ春ふかく申入まいらせ候、
めてたくかしく

おほせのことくつきし□□ぬ春のめてたさいわい入まいらせ候、御か
れいのことく上様へ御ふたくわんすあげまいらせられかすかすめてた
さよくひろう申候へハ御きけんの御事ニテ御そく才さまニていく久しう
く御あけ候やうニといわい入まいらせ候、わか身かたへも御しうきと
てみ事のゆゑん十給候、めてたく幾久しくとかしく

ゑしん院さままいる申給へ

かすか

正月三日

三休（花押）

〔6〕 恵心院文書 117

党

一今度恵心院と下坊薬師堂良雄と出入ニ付、恵心院御訴訟ニ御下候、

就夫中興恵心院取立被申事ハ文録年中之初、大形六十斗ニ罷成可

申と存候、各御先祖御肝煎ハ無隱事候へ共、其時分ハ各未生以前之

儀ニ御座候故、段々御尋御尤ニ候、各祖父三代先之久徳、同春松、

竹庵、味ト、白川秉琳坊御肝煎候而、良泉御取立ニ候、則其刻何も

御頗候故、地割之時分より我等も罷出肝煎申事、其時分之大工ニヤ

御座候を里離ニ候故、番屋ニ仕置、同宿衆などを御入置候事、其以

後修理ニ趣申候所ニ、三代先之味ト被申候ハ、用心も悪敷候間、大
工屋ね以下之入用ハ合力可申候間、恵心院寺之余り木なとも御出シ
候而、下坊ニ御建直シ置可然由被申候ニ付、則味ト内善右衛門奉行

より被相尋候、恵心院取立被申候時分、私式もともノヽ肝煎申故、存
一書申上候、当地恵心院下坊出入御座候ニ付、旧冬御訴訟ニ被罷下候
尚々恵心院之儀、万事可然様ニ被為成御肝煎候而被下候ハヽ、別
而ノヽ難有可奉存候、已上

一書申上候、当地恵心院下坊出入御座候ニ付、旧冬御訴訟ニ被罷下候
處ニ色々御懇之由被申越、皆々ニ至迄奉存候、然者、恵心院者中興
上林一門取立被申候、就夫、恵心院取立被申候成立御尋被成由、恵心
院より皆々江被申越候ニ付、如御存知之私年久敷者ニ御座候故、何も